

経営のための辞書

キーワード
Key Word

中小企業の経営者が知っておきたいビジネス用語や各種制度などを紹介します。

【パートタイム労働法の改正】

パートタイマーの現状

総務省の労働力調査(平成26年12月)によると、雇用者(5,308万人)の38%が正社員以外の非正規雇用者とされ、そのうちの半数近く(961万人)がパートタイマーとされています。少子高齢化によって労働力が減少している今、企業にとってパートタイマーは重要な労働力となっているのです。

このような社会背景を受けて、パートタイマーの能力を、より一層有効に発揮できる雇用環境を整備するために、平成27年4月1日より「パートタイム労働法」が改正されました。パートタイムと正社員との待遇格差をなくすといったことや採用時の説明義務が主な改正内容となっています。

労務管理のポイント

パートタイマーの労務管理でよく相談されるのは、

- ①労働条件の通知は口頭でよいのか
- ②社会保険や雇用保険に加入する基準はあるのか
- ③健康診断は必要か
- ④有給休暇はあるのか、といった内容です。

①については、労働条件の賃金等の重要な内容については文書交付が義務付けられています。文書交付していなければ罰則(過料)が科せられることがあります。

②については、社会保険は週の労働時間がおおむね正社員の3/4の30時間程度、雇用保険については20時間以上で加入義務があります。加入するかどうかで、人件費も15%程度違ってきますので、労働時間の契約は非常に重要な要素です。

③については、労働時間が正社員の3/4以上で1年以上働くようなら、健康診断が必要になります。

④については、労働時間が短くても正社員と労働日数が同じ場合は、正社員と同様に6か月で10日の有給休暇が発生します。また、労働日数が少ない場合

でも日数に応じた有給休暇が発生します。

パートタイマーは、労働条件や採用後の手続きなどが正社員と違って一律でないことが多いため、労務管理は複雑になりますので注意が必要です。

助成金の利用で人材確保

パートタイマーに関わる助成金はたくさんありますが、中小企業にとって利用しやすいものをいくつか紹介します。

- ①1年更新などの有期雇用から正社員に転換した(1人当たり50万円)
- ②パートのままだが有期雇用から無期雇用へ転換した(1人当たり20万円)
- ③健康診断義務のないパートタイマー延べ4人以上に健康診断を行った(1事業所当たり40万円)
- ④母子家庭の母親をパートで採用した(1人当たり労働時間が週20時間以上30時間未満の場合は60万円。30時間以上の場合は90万円)
- ⑤60歳以上の方をパートで採用した(1人当たり労働時間が週20時間以上30時間未満の場合は1人当たり60万円。30時間以上の場合は90万円)

このほかにも、職業訓練の実施、時給アップ、短時間正社員制度の導入等といった教育や労働条件の向上に努める事業所に対して助成金が出る場合があります。助成金によっては事前計画が必要な場合があります。まずは専門家である社会保険労務士にご相談してみたいかがでしょうか。

● 社会保険労務士 庄司 茂 氏

社会保険労務士法人庄司茂事務所代表。
中小企業を中心とした労務管理の分析を行い「就業規則」「評価制度」「賃金規定」などの導入、制定を助言。